三　当該特定用途石炭の数量
四　当該特定用途石炭の用途
五　引取りの年月日
六　引取先に移入する者の住所又は居所及び氏名又は名称
七　引取先の所在地及び名称

2　法第九十条の三の三第一項第二号に規定する政令で定める方法は、日本工業規格K三八〇二に定める電気透析を行うことにより海水を濃縮する方法とする。

3　法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に定める用途に供する者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
一　移入した当該特定用途石炭の数量、移入の年月日並びに引渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
二　消費した当該特定用途石炭の数量及び消費の年月日
三　貯蔵している当該特定用途石炭の数量
四　当該特定用途石炭を消費して製造した苛性ソーダ又は塩（法第九十条の三の三第一項第二号に規定する塩をいう。）の数量
五　当該特定用途石炭を法第九十条の三の三第一項各号に定める用途以外の用途に供し、又は譲渡したときは、その事実

4　法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
一　購入した当該特定用途石炭の数量及び用途、購入の年月日並びに売渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
二　販売した当該特定用途石炭の数量及び用途、販売の年月日並びに買受人の住所又は居所及び氏名又は名称
三　返品した当該特定用途石炭の数量及び用途、返品の年月日並びに返品先の者の住所又は居所及び氏名又は名称

5　法第九十条の三の三第四項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該特定用途石炭の所在場所の所轄税関長に提出しなければならない。
一　申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
二　当該特定用途石炭の所在場所又は使用場所の所在地及び名称
三　当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡をしようとする特定用途石炭の数量
四　当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡をしようとする理由
五　当該特定用途石炭の引取りに係る税関、当該引取りにつき法第九十条の三の三第一項の承認を受けた年月日及び当該承認に係る承認書の番号

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等）

第四十八条の七　法第九十条の三の四第一項の規定により同項の差額に相当する金額の還付を受けようとする特定用途石油製品（同項に規定する特定用途石油製品をいう。以下この条及び次条において同じ。）の製造者又は承認輸入者（同項に規定する承認輸入者をいう。以下この条において同じ。）は、当該特定用途石油製品が同項の表の各号の下欄に掲げる用途に供された日後一年以内（同表の第五号の下欄に掲げる用途に供された場合にあつては、二年以内）に、次に掲げる事項（承認輸入者にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書に当該特定用途石油製品が同表の各号の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の第一号から第四号までの下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品に該当する旨の国土交通大臣の証明書又は同表の第五号の下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品に該当する旨の農林水産大臣の証明書を添付して、当該特定用途石油製品の製造場又は承認輸入者の住所若しくは居所（財務省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該承認を受けた場所）の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
二　当該特定用途石油製品の製造場の所在地及び名称
三　法第九十条の三の四第一項の表の各号の下欄に掲げる用途に供された当該特定用途石油製品の数量
四　還付を受けようとする金額
五　その他参考となるべき事項

2　前項の特定用途石油製品を同項の用途に供する者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
一　移入した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、移入の年月日並びに引渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
二　消費した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、消費の年月日及びその用途
三　貯蔵している当該特定用途石油製品の品名及び品名ごとの数量

3　第一項に規定する特定用途石油製品の製造者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
一　製造した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量及び製造の年月日
二　貯蔵している当該特定用途石油製品の品名及び品名ごとの数量
三　移出した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量及び移出の年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は名称

4　前項の特定用途石油製品の販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
一　購入した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、購入の年月日並びに売渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
二　販売した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、販売の年月日並びに買受人の住所又は居所及び氏名又は名称
三　返品した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、返品の年月日並びに返品先の者の住所又は居所及び氏名又は名称

5　第一項に規定する特定用途石油製品の承認輸入者は、その引取りに係る当該特定用途石油製品の品名及び品名ごとの数量並びに引取りの年月日を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）第二十条第八項本文又は第九項の帳簿に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

（輸入特定用途石油製品に係る承認の申請）

第四十八条の八　法第九十条の三の四第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。
一　申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
二　申請者の住所地又は居所地以外の場所に特定用途石油製品の輸入に係る事務所を有する場合には、その所在地
三　その他参考となるべき事項

2　国税庁長官は、法第九十条の三の四第一項の承認をする場合にはその旨を、同項の承認を与えない場合にはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

3　法第九十条の三の四第一項の承認を受けている者が、同項の規定の適用を受ける必要がなくなつた場合において、その旨及び次に掲げる事項を記載した書類を国税庁長官に提出したときは、その提出があつた日後については、当該承認は、その効力を失う。
一　提出者の住所又は居所及び氏名又は名称
二　法第九十条の三の四第一項の承認を受けた年月日
三　その他参考となるべき事項